

No. 1

令和8年第1回定例会

埼玉県後期高齢者医療  
広域連合議會議案

令和8年2月2日

## 議 案 目 次

議案第1号	埼玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第2号	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3
議案第3号	令和7年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）	別冊
議案第4号	令和8年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	別冊
議案第5号	令和8年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算	別冊

議案第1号

埼玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例

の一部を改正する条例の制定について

埼玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年  
広域連合条例第2号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月2日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 吉田信解

提案理由

会計年度任用職員に支給する報酬等について、必要な規定の整備をするため、埼玉  
県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正した  
いので、地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第1号の規  
定により、この案を提出する。



## 埼玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例

### の一部を改正する条例

埼玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年広域連合条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1栄養士の項中「栄養士」の次に「、管理栄養士」を加え、同表前記以外の職の項中「一級」を「二級」に改める。

### 附 則

#### （施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の埼玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例（次項において「改正後の報酬条例」という。）別表第1前記以外の職の項の規定は、令和7年4月1日から適用する。

#### （報酬の内扱）

2 改正後の報酬条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の埼玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の報酬条例の規定による報酬の内扱とみなす。



## 議 案 第 2 号

### 埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第24号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月2日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 吉田信解

### 提 案 理 由

令和8年度以降の保険料に関し、現在の保険料賦課額を「基礎賦課額」とし、子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるための賦課額を「子ども・子育て支援納付金賦課額」として新設し、両賦課額の所得割率及び被保険者均等割額の設定や賦課限度額の引き上げを行うとともに、被保険者均等割額の軽減の判定基準を変更するため、埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出する。



## 埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「保険料」を「基礎賦課額」に改め、同条中「をいう」の次に「。以下同じ」を加え、「賦課額（第14条」を「施行令第18条第1項第1号イの基礎賦課額（以下「基礎賦課額」といい、第14条」に、「第11条までの規定により」を「第10条まで及び第11条の規定に基づき」に、「賦課総額」を「基礎賦課総額」に改め、同条第1号イ中「執行に要する費用」の次に「及び子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用」を、「収入の額」の次に「（法第95条第2項に規定する子ども・子育て支援納付金の額の見込額の120分の1に相当する額を除く。）」を加え、同条第2号中「保険料の額」を「基礎賦課額」に改め、同条第3号中「当該特定期間」を「特定期間」に、「すべて」を「全て」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の賦課総額）

第4条の2 法第104条第2項の規定により広域連合が被保険者に対して課する施行令第18条第1項第1号ロの子ども・子育て支援納付金賦課額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額」といい、第14条又は第15条に規定する基準に従い第5条、第10条の2から第10条の6まで及び第11条の2の規定に基づき算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の合計額（以下この条において「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は次のとおりとする。

（1）子ども・子育て支援納付金賦課総額は、当該年度のアに掲げる合計額の見込額からイに掲げる合計額の見込額を控除して得た額を前条第1号の予定保険料収納率で除して得た額とする。

ア 子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額

イ 法第95条の規定による調整交付金その他後期高齢者医療に要する費用（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用（同条第2項に規定する子ども・子育て支援納付金の納付に係る事務の執行に要する費用を除く。）に限る。）のための収入の額（同項に規定する負担対象総額の見込額の総額の12分の1

に相当する額を除く。) の合計額

(2) 子ども・子育て支援納付金賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額の48分の52に相当する額に、当該年度の広域連合が行う被保険者の所得の平均額を全ての広域連合が行う被保険者の所得の平均額で除して得た率(小数点以下11位未満は四捨五入するものとする。)を乗じて得た額とする。

第5条第1項中「所得割額及び被保険者均等割額」を「基礎賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項の基礎賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、法第99条第2項に規定する被保険者(以下「被扶養者であった被保険者」という。)に係る基礎賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

第5条に次の2項を加える。

3 第1項の子ども・子育て支援納付金賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、被扶養者であった被保険者に係る子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

4 第2項の基礎賦課額及び前項の子ども・子育て支援納付金賦課額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

第6条の見出しを「(基礎賦課額の所得割額の算定方法)」に改め、同条第1項本文中「前条」を「前条第2項の基礎賦課額」に改め、「この条」の次に「及び第10条の2」を加え、同項中「率(以下)」の次に「この条、第8条及び第9条において」を加え、同項ただし書中「前条」を「前条第2項及び第4項」に、「、次条」を「並びに次条」に、「規定により」を「規定に基づき」に、「賦課額」を「基礎賦課額」に、「で定めるところにより」を「の規定により」に改める。

第7条の見出しを「(基礎賦課額の被保険者均等割額の算定方法)」に改め、同条第1項中「第5条第1項」を「第5条第2項の基礎賦課額」に、「第86条」を「第86条第2項」に改める。

第8条の見出し中「所得割率」を「基礎賦課額の所得割率」に改め、同条中「所得

割率」を「第5条第2項の基礎賦課額の所得割率」に改める。

第9条及び第10条を次のように改める。

(基礎賦課額の所得割率)

第9条 令和8年度及び令和9年度の基礎賦課額の所得割率は、0.0949とする。

(基礎賦課額の被保険者均等割額)

第10条 令和8年度及び令和9年度の基礎賦課額の被保険者均等割額は、52,370円とする。

第10条の次に次の5条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定方法)

第10条の2 第5条第3項の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率（以下この条、第10条の4及び第10条の5において「所得割率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、第5条第3項及び第4項、この条本文並びに次条から第10条の6までの規定に基づき当該被保険者に係る保険料の子ども・子育て支援納付金賦課額を算定するものとしたならば、当該賦課額が、第11条の2に定める当該賦課額の限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、施行規則第86条の2の規定により、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

(1) 第4条の2第2号に規定する所得割総額

(2) 被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）につき施行規則第86条の3で定めるところにより算定した当該年度の基礎控除後の総所得金額等の合計額の見込額

2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとして算定する。

3 第1項の所得割率に小数点以下第4位未満の数があるときはその数を切り上げ、同項の所得割額に10円未満の端数があるときは当該端数を切り捨てる。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定方法)

第10条の3 第5条第3項の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第4条の2第2号に規定する被保険者均等割総額を当該年度の被保険者の合計

数の見込数で除して得た額とする。

2 前項の被保険者均等割額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率及び被保険者均等割額の適用)

第10条の4 第5条第3項の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率及び前条の規定により算定された被保険者均等割額は、広域連合の全区域にわたって均一とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率)

第10条の5 令和8年度の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率は、0.025とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額)

第10条の6 令和8年度の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、1,330円とする。

第11条の見出し中「保険料」を「基礎賦課額」に改め、同条中「第5条の賦課額」を「第5条第1項の基礎賦課額」に、「80万円」を「85万円」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の賦課限度額)

第11条の2 第5条第1項の子ども・子育て支援納付金賦課額は、2万1,000円を超えることができない。

第14条第1項第1号中「第18条第4項第1号」を「第18条第5項第1号」に改め、同項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改める。

第20条中「、保険料」を「、第5条第2項の基礎賦課額及び同条第3項の子ども・子育て支援納付金賦課額」に、「基礎として」を「基礎に」に、「場合において、」を「場合においては、その確定する日までの間において到来する」に、「が到来するときは、」を「において」に、「被保険者」を「被保険者について、その者」に、「課する」を「賦課する」に改める。

附則第3条及び第4条を次のように改める。

(令和8年度及び令和9年度における保険料の減額の特例)

第3条 広域連合長は、第14条第1項第1号の区分の被保険者に係る令和8年度及

び令和9年度の被保険者均等割額（第10条に規定する基礎賦課額に係る被保険者均等割額に限る。以下本条において同じ。）について、当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に100分の2を乗じて得た額を減ずることができる。

#### 第4条 削除

##### 附 則

###### (施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

###### (経過措置)

2 この条例による改正後の埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度分までの保険料については、なお従前の例による。